

大府市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者の自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とし、予算の範囲内で交付する大府市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。

(2) ヘルメット

自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078に該当するものに限る。）

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら着用するためのヘルメットを購入した者又は監護する未成年者が着用するためのヘルメットを購入した保護者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) ヘルメットを購入した日（以下「購入日」という。）及び補助金の交付を申請する日において、ヘルメットを着用する者が市内に住所を有すること。

(2) ヘルメットを着用する者が、過去に自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（他の自治体における自転車乗車用ヘルメットの購入に係る補助金（愛知県による補助の適用を受けるものに限る。））の交付を受けていないこと。

(3) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

(4) ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承すること。

(5) 申請者が属する世帯及びヘルメットを着用する者が属する世帯に、大府市税の滞納

がないこと。

(6) 転売を目的としてヘルメットを購入しないこと。

(7) ヘルメット購入後1年以上使用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 事故等による破損等、自己の責に帰すべき事由以外の事由でヘルメットを処分するとき。

イ 病気等の事由により自転車の運転が困難になったとき。

ウ その他市長が認めたとき。

(8) 大府市内に存する事業者からヘルメットを購入すること。

(9) 前号までの要件に虚偽があったことが市から補助金の交付を受けた後に判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、ヘルメットの購入費とする。ただし、ヘルメットを着用する者1人につき1個を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ヘルメット購入価格の2分の1の額（10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）とし、2,000円を限度とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）までに大府市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書の写し等）

(2) 自転車乗車用ヘルメット販売証明書（第2号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及び当該決定に条件を付したときは、大府市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに大府市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

(検査等)

第11条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。